（以下は、本論文の一部だけです。続きは、法律時報92巻4号（2020年4月）を参照してください）

　（本論文は、学習院大学法学部における「比較法」の授業をもとに、加筆・再構成したものです）









　誤りの訂正：17頁で、ドイツ民法起草時に自筆証書遺言が認められたとの記述があるが、これは間違いです。不正確な記述をしたことをお詫びします。ドイツの自筆証書遺言は、1938年の法律によってはじめて認められました。同法21条。その後、民法典に取り込まれ、現在はBGB　2247条。